

○熊本県少年保護育成条例

(昭和 46 年 6 月 8 日条例第 30 号)

改正 昭和 52 年 3 月 30 日条例第 12 号 昭和 59 年 3 月 29 日条例第 7 号
昭和 60 年 3 月 22 日条例第 15 号 平成 4 年 3 月 22 日条例第 17 号
平成 7 年 10 月 2 日条例第 62 号 平成 8 年 7 月 2 日条例第 50 号
平成 11 年 10 月 8 日条例第 53 号 平成 13 年 12 月 20 日条例第 58 号
平成 15 年 3 月 14 日条例第 20 号 平成 17 年 3 月 24 日条例第 23 号
平成 19 年 3 月 16 日条例第 21 号 平成 25 年 3 月 28 日条例第 22 号
平成 26 年 3 月 24 日条例第 26 号 平成 26 年 10 月 14 日条例第 63 号
平成 30 年 3 月 23 日条例第 25 号 平成 30 年 12 月 26 日条例第 62 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 4 条)
- 第 2 章 優良興行等の推奨(第 5 条)
- 第 3 章 規制(第 6 条—第 19 条)
- 第 4 章 熊本県青少年問題協議会への諮問(第 20 条)
- 第 5 章 罰則(第 21 条—第 23 条)
- 第 6 章 雑則(第 24 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、少年の健全な育成を図るため、これを阻害するおそれのある行為を防止し、もって少年を保護することを目的とする。

(県民の責務)

第 2 条 すべて県民は、少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為や環境から少年を守るとともに、常によい環境をつくることに努めなければならない。

(県の責務)

第 2 条の 2 県は、市町村と協力して、少年の健全な育成を図るための施策を講じ、その推進に努めなければならない。

(適用上の注意)

第 3 条 この条例の適用にあたっては、その本来の目的を逸脱して、これを濫用し、県民の権利を不当に侵害しないように注意しなければならない。

(定義)

第 4 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 少年 小学校就学の始期から 18 歳に達するまでの者(婚姻した女性を除く。)をい

う。ただし、第 18 条の 2、第 18 条の 3 及び第 18 条の 4 においては、18 歳に満たない者をいう。

- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人、児童福祉施設の長、寄宿舍の舎監、雇用主その他の者で少年を現に監護するものをいう。
- (3) 興行 映画、演劇、演芸、見せ物、紙芝居等を公衆に観覧させることをいう。
- (4) 図書等 書籍、雑誌、文書、図画、写真、映画フィルム若しくはスライドフィルム又は録音盤、録音テープ、ビデオテープ、ビデオディスク、シー・ディー・ロムその他電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。以下同じ。)による記録に係る記録媒体をいう。
- (5) 玩具類等 玩具類、器具類及び刃物類(銃砲刀剣類所持等取締法(昭和 33 年法律第 6 号)第 2 条第 2 項に定める刀剣類を除く。)をいう。
- (6) 広告物 常時又は一定の期間継続して公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。
- (7) 薬品類等 催眠、めいてい、興奮、幻覚等の作用を有する薬品類等で規則で定めるものをいう。
- (8) 衛生用品 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和 36 年政令第 11 号)別表第 1 に規定する衛生用品のうち規則で定めるものをいう。
- (9) テレホンクラブ等営業 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 9 項に規定する店舗型電話異性紹介営業及び同条第 10 項に規定する無店舗型電話異性紹介営業をいう。
- (10) 利用カード テレホンクラブ等営業に関して提供する役務の数量に応ずる対価を得る目的を持って発行する文書その他の物品をいう。
- (11) 自動販売機 物品の販売に従事する者と購入客とが直接対面する方法によらずに当該販売をすることができる機器をいう。

第 2 章 優良興行等の推奨

(優良興行等の推奨)

第 5 条 知事は、次の各号に掲げるもので、少年を健全に育成するうえに有益であると認められるものを推奨することができる。

- (1) 興行で、その内容が特にすぐれているもの
- (2) 図書等で、その内容が特にすぐれているもの

2 知事は、前項の規定により推奨したときは、その旨を公示するとともに、すみやかに、関係者に周知するものとする。

第3章 規制

(業者等の自主規制)

第6条 興行、図書等又は広告物の内容が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該興行場を経営する者若しくは興行を主催する者(以下これらを「興行者」という。)又は当該図書等の販売、頒布、交換、貸付けその他これらに準ずる行為(以下「販売等」という。)を業とする者は少年に当該興行を観覧させ、又は当該図書等の販売等をしないように努め、当該広告物の広告主又は管理者は当該広告物を掲出しないように努めなければならない。

(1) 著しく性的感情を刺激し、又は性的被害を誘発し、少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの

(2) 著しく粗暴性又は残虐性を助長し、少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの

(3) 人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼし、又は少年の犯罪を誘発し、少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの

2 がん具類等の形状、構造又は機能が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該がん具類等の販売等を業とする者は、少年に当該がん具類等の販売等をしないように努めなければならない。

(1) 人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼし、又は少年の犯罪を誘発し、少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの

(2) 著しく性的感情を刺激し、又は射幸心を助長し、少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの

(自動販売機による販売の自主規制)

第6条の2 図書等又はがん具類等を自動販売機により販売する者は、図書等でその内容が前条第1項各号のいずれかに該当すると認められるもの又はがん具類等でその形状、構造若しくは機能が同条第2項各号のいずれかに該当すると認められるものを自動販売機により販売しないように努めなければならない。

2 衛生用品を自動販売機により販売する者は、少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるときは、自動販売機により衛生用品を販売しないように努めなければならない。

(有害興行の観覧の禁止)

第7条 知事は、興行の内容の全部又は一部が第6条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該興行を少年に有害なものとして指定することができる。

2 知事は、前項の指定をしたときは、その旨を公示するとともに、すみやかに、当該興行者に通知しなければならない。

3 前項の通知を受けた興行者は、入場しようとする者の見やすい箇所に指定のあった旨を、規則の定めるところにより、当該興行を行う期間掲示しなければならない。

4 第2項の通知を受けた興行者は、第1項の指定のあった興行の内容を少年に観覧させて

はならない。

(深夜興行等への立入禁止等)

第8条 次に掲げる者(以下「興行者等」という。)は、午後11時から翌日の午前5時までの間(以下「深夜」という。)において、興行又は営業の場所に少年を立ち入らせてはならない。

- (1) 興行者
 - (2) 設備を設けて客に遊技又はスポーツを行わせる営業で規則で定めるものを営む者
 - (3) 個室又は他から容易に見通すことのできない区画において、客に図書等の閲覧若しくは視聴をさせ、又はインターネットの利用をさせる営業を営む者
- 2 興行者等は、深夜に興行又は営業を営む場合は、当該興行又は営業の場所に入場しようとする者の見やすい箇所に、規則の定めるところにより、深夜における少年の立入りを禁ずる旨を掲示しなければならない。
- 3 興行者等は、興行又は営業の場所への客の出入りを管理する者を当該興行又は営業の場所に置かなければならない。

(有害図書等の販売等の禁止)

第9条 知事は、図書等の内容の全部又は一部が第6条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書等を少年に有害なものとして指定することができる。

- 2 知事は、前項の規定による指定をしたときは、その旨を公示するとともに、速やかに、関係者に通知しなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する図書等は、少年に有害な図書等として指定されたものとみなす。この場合においては、前項の規定は適用しない。
 - (1) 書籍若しくは雑誌又はシー・ディー・ロムその他電磁的方法による記録に係る記録媒体(以下この項において「シー・ディー・ロム等」という。)で、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態若しくは性交若しくはこれに類する行為(以下この項において「卑わいな姿態等」という。)を撮影し、若しくは描写した写真若しくは図画で規則で定めるものを掲載する紙面が20紙面以上若しくは総紙面の10分の1以上を占めるもの又は卑わいな姿態等を描写した場面で規則で定めるものが20場面以上若しくは総場面の10分の1以上を占めるもの
 - (2) ビデオテープ、ビデオディスク又はシー・ディー・ロム等で、卑わいな姿態等を描写した場面で規則で定めるものの時間が合わせて3分を超えるもの又はビデオテープ、ビデオディスク若しくはシー・ディー・ロム等の製作若しくは販売を行う者で構成する団体で知事が指定するものが審査し、少年の視聴を不相当としたもの
 - (3) 図書等でその表紙又は包装箱その他包装の用に供された物に卑わいな姿態等を撮影し、又は描写した写真又は図画で規則で定めるものを掲載しているもの
- 4 図書等の販売等を業とする者は、少年に、第2項の規定による公示に係る図書等及び前項に規定する図書等(以下これらを「有害図書等」という。)の販売等をしてはならない。

(有害図書等の陳列方法等)

第9条の2 図書等の販売等を業とする者は、有害図書等を陳列するときは、次に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 成人向けコーナーを設けるなどにより、有害図書等を他の図書等と区分して店内の容易に監視できる場所に置き、かつ、有害図書等を少年の目に触れさせない措置

(2) 少年の購入及び借受けを禁ずる旨を有害図書等を陳列する場所に掲示する措置

2 知事は、前項の規定に違反している者に対し、期限を定めて、その状態を除去するために必要な限度において、有害図書等の陳列の場所を変更し、若しくはその陳列の方法を改善し、又は前項第2号の措置をとるべき旨を勧告することができる。

3 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

4 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、意見の聴取を行わなければならない。

(有害がん具類等の販売等及び所持の禁止)

第10条 知事は、がん具類等の形状、構造又は機能が第6条第2項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該がん具類等を少年に有害なものとして指定することができる。

2 知事は、前項の規定による指定をしたときは、その旨を公示するとともに、速やかに、関係者に通知しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、性的興味をそそることを目的として、性行為又は性器を題材として製作されたがん具類等で規則で定めるものは、少年に有害ながん具類等として指定されたものとみなす。この場合においては、前項の規定は適用しない。

4 がん具類等の販売を業とする者は、少年に、第2項の規定による公示に係るがん具類等及び前項に規定するがん具類等(以下これらを「有害がん具類等」という。)の販売等をしてはならない。

5 保護者は、その監護にかかる少年に、有害がん具類等を所持させてはならない。

(有害広告物の制限)

第11条 知事は、広告物の内容が第6条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該広告物を少年に有害なものとして指定することができる。

2 知事は、前項の指定をしたときは、当該広告物の広告主又は広告物の管理者に対して、その旨を通知するとともに、当該広告物の内容の変更その他必要な指示をすることができる。

3 知事は、前項の指示を受けた広告物の広告主又は広告物の管理者がその指示に従わないときは、当該広告物の内容の変更又は撤去その他必要な措置を命ずることができる。

(有害薬品類等の制限)

第12条 何人も、少年が薬品類等を不健全に使用することを知って、少年にこれを譲渡し、

若しくは所持させ、又は少年に薬品類等を不健全に使用させてはならない。

(自動販売機による図書等の販売の届出等)

第 12 条の 2 図書等を自動販売機により販売しようとする者は、当該自動販売機ごとに、規則で定めるところにより、あらかじめ知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、規則で定める事項を、その届出に係る自動販売機の見やすい箇所に表示しなければならない。次項の規定による変更の届出をしたときも同様とする。

3 第 1 項の規定による届出をした者は、規則で定める事項に変更があったとき、又は規則で定める販売を廃止したときは、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

(自動販売機への収納禁止等)

第 12 条の 3 図書等又はがん具類等を自動販売機により販売する者(以下この条において「販売業者」という。)は、当該自動販売機に有害図書等又は有害がん具類等を収納してはならない。ただし、法令の規定により、少年を立ち入らせることが禁止されている場所(以下「少年立入禁止場所」という。)に設置されている自動販売機については、この限りでない。

2 販売業者は、当該自動販売機に収納されている図書等又はがん具類等が第 9 条第 2 項又は第 10 条第 2 項の規定により公示されたときは、直ちに、当該公示された図書等又はがん具類等を当該自動販売機から撤去しなければならない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

3 知事は、販売業者が、前 2 項の規定に違反して有害図書等又は有害がん具類等を自動販売機に収納しているときは、当該販売業者に対し、当該有害図書等又は当該有害がん具類等の撤去を命ずることができる。

4 前項の規定により有害図書等又は有害がん具類等の自動販売機からの撤去を命ぜられた販売業者が、その命令の措置期限の日の翌日から起算して 6 月以内に再び第 1 項又は第 2 項の規定に違反して有害図書等又は有害がん具類等を当該自動販売機に収納した場合において、知事は、当該販売業者に対し、6 月を超えない範囲内で期間を定めて当該自動販売機による営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

5 前項の規定により自動販売機による営業の停止を命ぜられた販売業者が、その命令の措置期限の日の翌日から起算して 6 月以内に再び第 1 項又は第 2 項の規定に違反して有害図書等又は有害がん具類等を当該自動販売機に収納した場合において、知事は、当該販売業者が、更に反復して第 1 項又は第 2 項の規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該販売業者に対し、当該自動販売機の撤去を命ずることができる。

(衛生用品の自動販売機による販売の制限)

第 12 条の 4 知事は、自動販売機による衛生用品の販売が少年の健全な育成を著しく阻害すると認めるときは、当該衛生用品を自動販売機により販売する者に対して、当該衛生用品の撤去その他必要な指示をすることができる。

- 2 知事は、前項の指示を受けた衛生用品を自動販売機により販売する者がその指示に従わないときは、当該衛生用品の撤去その他必要な措置を命ずることができる。

(自動販売機による利用カード販売の届出等)

第 12 条の 5 利用カードを自動販売機により販売しようとする者は、販売を開始する日の 10 日前までに、当該自動販売機ごとに、熊本県公安委員会規則(以下この条において「公安委員会規則」という。)で定めるところにより、熊本県公安委員会(以下この条及び第 12 条の 10 において「公安委員会」という。)に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による届出をした者は、公安委員会規則で定める事項を、その届出に係る自動販売機の見やすい箇所に表示しなければならない。次項の規定による変更の届出をしたときも同様とする。

- 3 第 1 項の規定による届出をした者は、公安委員会規則で定める事項に変更があったとき、又はその届出に係る販売を廃止したときは、当該変更又は廃止の日から 10 日以内に、公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公安委員会に届け出なければならない。

第 12 条の 6 削除

(広告及び宣伝の禁止)

第 12 条の 7 何人も、少年の健全な育成に資する環境を保持するため、テレホンクラブ等営業に係る広告及び宣伝に関し、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、テレホンクラブ等営業を営む者については、この限りでない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下この条において「法」という。)第 31 条の 13 第 1 項及び法第 31 条の 18 第 1 項において準用する法第 28 条第 5 項第 1 号の規定により広告又は宣伝が規制される区域及び地域(以下この条において「広告制限区域等」という。)において、テレホンクラブ等営業に係る広告物(利用カードを販売するための自動販売機の設置場所を表示するものを含む。)を掲出し、又は表示すること。ただし、法第 31 条の 12 第 1 項の規定による届出書を提出した者の当該テレホンクラブ等営業所の外周及び内部において掲出し、又は表示する広告物については、この限りでない。
- (2) 広告制限区域等において、ビラ等(テレホンクラブ等営業及び利用カード販売に係るビラ、パンフレット又はこれらに類する広告若しくは宣伝の用に供される文書図画のうち広告物を除いたものをいう。以下この条において同じ。)を頒布すること。ただし、法第 31 条の 12 第 1 項の規定による届出書を提出した者の当該テレホンクラブ等営業所の内部において頒布するビラ等については、この限りでない。
- (3) 広告制限区域等以外の地域において、ビラ等を少年に頒布すること。
- (4) 前号に掲げるもののほか、広告制限区域等以外の地域において、少年の手に渡らないことが明らかである場合を除き、ビラ等を直接人に交付する方法以外の方法で頒布すること。ただし、法第 31 条の 12 第 1 項の規定による届出書を提出した者の当該テレホンクラブ等営業所の内部において頒布するビラ等については、この限りでない。

(少年に対する利用カードの販売等の禁止)

第 12 条の 8 何人も、少年に利用カードの販売等をしてはならない。

(自動販売機への利用カードの収納禁止)

第 12 条の 9 何人も、少年立入禁止場所を除き、販売を目的として自動販売機に利用カードを収納してはならない。

(違反広告物の除却命令等)

第 12 条の 10 公安委員会は、第 12 条の 7 の規定に違反した広告物又はビラ等を掲出し、若しくは表示し、又は頒布した者に対し、当該広告物又はビラ等の除却その他必要な措置を命ずることができる。

2 公安委員会は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物又はビラ等を掲出し、若しくは表示し、又は頒布した者を過失がなくして確知することができないときは、これらの措置を警察官に行わせることができる。

3 公安委員会は、第 12 条の 7 第 1 号の規定に違反した広告物がはり紙であるときは、その違反に係るはり紙を警察官に除却させることができる。

4 公安委員会は、第 12 条の 7 第 1 号の規定に違反した広告物がはり札又は立看板であるときは、その違反に係るはり札又は立看板を警察官に除却させることができる。ただし、そのはり札又は立看板が掲出され、又は表示されてから相当の期間を経過し、かつ、管理されずに放置されていることが明らかであると認められるときに限る。

5 公安委員会は、第 12 条の 7 第 2 号又は第 4 号の規定に違反したビラ等が、不特定又は多数の者によって自由に持ち帰られるような状態で配置されたものであるときは、当該違反に係るビラ等を警察官に除却させることができる。

6 警察官は、第 12 条の 7 の規定に違反する行為が現に行われているときは、当該行為をしている者に対し、当該行為を中止すること、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な事項を命ずることができる。

7 第 2 項から前項までの規定により除却その他必要な措置及び中止命令を行う警察官は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(みだらな性行為及びわいせつ行為の禁止)

第 13 条 何人も、少年に対し、みだらな性行為又はわいせつ行為をしてはならない。

2 何人も、少年に対し、前項の行為を教え、又は見せてはならない。

(場所の提供及び周旋の禁止)

第 14 条 何人も、次の各号に掲げる行為が少年に対してなされ、又は少年がこれらの行為を行うことを知って、場所の提供又はその周旋をしてはならない。

- (1) みだらな性行為又はわいせつ行為
- (2) 飲酒又は喫煙
- (3) 大麻、麻薬又は覚せい剤の使用
- (4) 薬品類等の不健全な使用

(旅館業者等の届出)

第 15 条 旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号)第 2 条第 1 項に規定する旅館業を営む者及びアパート若しくは貸間を業として営む者又はこれらの管理者は、その管理する施設を使用する少年が暴行、いん行、わいせつ行為その他法令に違反する行為をし、若しくはその被害を受け、又は薬品類等の不健全な使用をしていると認めるときは、速やかに、保護者に通知し、又は警察官に届け出なければならない。

(質受け、買受け等及び金銭貸付けの制限)

第 16 条 質屋営業法(昭和 25 年法律第 158 号)第 1 条第 2 項に規定する質屋は、正当な理由がある場合のほか、少年から同条第 1 項に規定する物品を質にとつてはならない。

2 古物営業法(昭和 24 年法律第 108 号)第 2 条第 3 項に規定する古物商は、同条第 1 項に規定する古物を少年から買い受け、若しくは委託を受けて販売し、又は少年と交換してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 保護者の同意を得、又は委託を受けた場合
- (2) 少年が業として物品を売却する場合
- (3) その他正当な理由があると認められる場合

3 貸金業法(昭和 58 年法律第 32 号)第 2 条第 2 項に規定する貸金業者は、少年に金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介(手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付又は当該方法によってする金銭の授受の媒介を含む。)をしてはならない。ただし、保護者の委託を受け、又は同意を得たことが明らかな場合は、この限りでない。

(入れ墨の禁止)

第 17 条 何人も、正当な理由がある場合のほか、少年に対し、入れ墨を施し、受けさせ、又は周旋してはならない。

(深夜外出の制限)

第 18 条 保護者は、特別の事情がある場合のほか、深夜に少年を外出させないように努めなければならない。

2 何人も、保護者の囑託を受け、又はその承諾を得ないで、深夜に少年を、その住所若しくは居所から連れ出し、又はその住所若しくは居所以外の場所に同伴し、若しくはとどめてはならない。ただし、正当な理由がある場合は、この限りでない。

(少年のインターネット利用環境の整備)

第 18 条の 2 保護者は、フィルタリングソフトウェア(青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成 20 年法律第 79 号。以下この条及び次条において「法」という。)第 2 条第 9 項に規定する青少年有害情報フィルタリングソフトウェアをいう。以下この条において同じ。)及びフィルタリングサービス(法第 2 条第 10 項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。以下この条及び次条において同じ。)の利用その他の方法により、その監護する少年が有害情報(法第 2 条第 3 項に規定する青少年有害情報をいう。以下この条及び次条において同じ。)を閲覧し、

又は視聴することがないように努めなければならない。

- 2 少年の健全な保護育成に携わる者は、フィルタリングソフトウェア及びフィルタリングサービスの利用の普及のための活動その他の啓発活動により、少年が有害情報を閲覧し、又は視聴することがないように努めなければならない。
- 3 インターネットを利用することができる端末設備（以下この条において「端末設備」という。）を公衆の利用に供する者は、当該端末設備を少年の利用に供するに当たっては、フィルタリングソフトウェアの利用、フィルタリングサービスの利用その他適切な方法により、当該少年が有害情報を閲覧し、又は視聴することがないように努めなければならない。
- 4 特定電気通信役務提供者（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成 13 年法律第 137 号）第 2 条第 3 号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。）及び端末設備の販売又は貸付けを業とする者は、その事業活動を行うに当たっては、フィルタリングソフトウェア及びフィルタリングサービスに係る情報その他必要な情報の提供により、少年が有害情報を閲覧し、又は視聴することがないように努めなければならない。

（携帯電話端末等による有害情報閲覧の防止）

第 18 条の 3 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等（法第 13 条第 1 項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者等をいう。以下この条において同じ。）は、携帯電話インターネット接続役務（法第 2 条第 7 項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。以下この条において同じ。）を提供する契約（当該契約の内容を変更する契約を含む。）を締結する場合において、当該契約の相手方又は当該契約に係る携帯電話端末等（同項に規定する携帯電話端末等をいう。以下この条において同じ。）の使用者が少年であるときは、当該少年の保護者（当該契約の相手方が少年であり、かつ、当該少年が保護者を同伴しないで契約を締結する場合は、当該少年）に対し、法第 14 条の規定により、同条各号に掲げる事項を説明する際には、併せて、これらの事項を記載した書面を交付し、又はこれらの事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）を提供しなければならない。

- 2 保護者は、法第 15 条ただし書の規定によりフィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするときは、保護者が少年の携帯電話端末等によるインターネットの利用の状況を適切に把握することその他のフィルタリングサービスを利用しない理由を記載した書面又は当該理由を記録した電磁的記録を、携帯電話インターネット接続役務提供事業者（法第 2 条第 8 項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。以下この条において同じ。）に提出しなければならない。
- 3 保護者は、法第 16 条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリング有効化措置

(以下この条において「フィルタリング有効化措置」という。)を講ずることを希望しない旨の申出をするときは、保護者が少年の法第 16 条に規定する特定携帯電話端末等によるインターネットの利用の状況を適切に把握することその他のフィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない理由を記載した書面又は当該理由を記録した電磁的記録を、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に提出しなければならない。

- 4 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、第 2 項に規定する書面又は電磁的記録の提出を受け、フィルタリングサービスを利用しない携帯電話インターネット接続役務を提供する場合は、当該書面又は電磁的記録の提出を受けた日から当該役務の提供に関する契約が終了する日又は少年の年齢が 18 歳に達したと認めた日のいずれか早い日までの間、当該書面又は電磁的記録を保存しなければならない。
- 5 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、第 3 項に規定する書面又は電磁的記録の提出を受け、フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない携帯電話インターネット接続役務を提供する場合は、当該書面又は電磁的記録の提出を受けた日から当該役務の提供に関する契約が終了する日又は少年の年齢が 18 歳に達したと認めた日のいずれか早い日までの間、当該書面又は電磁的記録を保存しなければならない。
- 6 前 2 項の場合において、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、前 2 項の書面の保存に代えて当該書面の内容を記録した電磁的記録を保存することができる。
- 7 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者が第 4 項の規定に違反していると認めるとき又は携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が第 1 項若しくは前項の規定に違反していると認めるときは、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者又は当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- 8 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。
- 9 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、意見の聴取を行わなければならない。

(少年に児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止)

第 18 条の 4 何人も、少年に対し、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 少年に拒まれたにもかかわらず、当該少年に係る児童ポルノ等(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成 11 年法律第 52 号)第 2 条第 3 項に規定する児童ポルノ又は同法第 7 条第 2 項に規定する電磁的記録その他の記録をいう。次号において同じ。)の提供を行うよう求めること。
- (2) 少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は少年に対し対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該少年に係る児童ポルノ等の提供を行うよう求めること。

(立入調査)

- 第 19 条 知事の指定する職員又は警察官は、この条例を実施するため必要があると認めるときは、営業時間内に興行場その他の営業所内に立入調査を行い、又は関係者に質問し、若しくは資料の提出を求めることができる。
- 2 前項の規定による立入調査は、必要最少限度に行うべきであって、関係者の正常な業務を妨げるようなことがあってはならない。
 - 3 第 1 項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第 4 章 熊本県青少年問題協議会への諮問

- 第 20 条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、熊本県青少年問題協議会（次項において「協議会」という。）の意見を聴かななければならない。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。
- (1) 第 5 条の規定による推奨をしようとするとき。
 - (2) 第 7 条第 1 項、第 9 条第 1 項、第 10 条第 1 項又は第 11 条第 1 項の規定による指定をしようとするとき。
- 2 知事は、前項ただし書の規定により、同項各号に規定する推奨又は指定をしたときは、速やかに、その旨を協議会に報告しなければならない。

第 5 章 罰則

(罰則)

- 第 21 条 次の各号のいずれかに該当する者は、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。
- (1) 第 13 条第 1 項の規定に違反した者
 - (2) 第 14 条の規定に違反した者
 - (3) 第 17 条の規定に違反した者
- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。
- (1) 第 12 条の 3 第 4 項又は第 5 項の規定による命令に違反した者
 - (2) 第 13 条第 2 項の規定に違反した者
- 3 第 18 条の 4 の規定に違反した者は、30 万円以下の罰金に処する。
- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、20 万円以下の罰金又は科料に処する。
- (1) 第 7 条第 4 項の規定に違反した者
 - (2) 第 8 条第 1 項の規定に違反した者
 - (3) 第 8 条第 3 項の規定に違反した者
 - (4) 第 9 条第 4 項の規定に違反した者
 - (5) 第 10 条第 4 項の規定に違反した者

- (6) 第 11 条第 3 項の規定による命令に違反した者
- (7) 第 12 条の規定に違反した者
- (8) 第 12 条の 2 第 1 項又は第 3 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (9) 第 12 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定に違反した者
- (10) 第 12 条の 3 第 3 項の規定による命令に違反した者
- (11) 第 12 条の 4 第 2 項の規定による命令に違反した者
- (12) 第 12 条の 5 第 1 項又は第 3 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (13) 第 12 条の 8 の規定に違反した者
- (14) 第 12 条の 9 の規定に違反した者
- (15) 第 12 条の 10 第 1 項の規定による命令に違反した者
- (16) 第 18 条第 2 項の規定に違反した者

5 次の各号のいずれかに該当する者は、10 万円以下の罰金又は科料に処する。

- (1) 第 7 条第 3 項の規定に違反した者
- (2) 第 8 条第 2 項の規定に違反した者
- (3) 第 12 条の 2 第 2 項の規定に違反した者
- (4) 第 12 条の 5 第 2 項の規定に違反した者
- (5) 第 12 条の 10 第 6 項の規定による命令に違反した者
- (6) 第 16 条の規定に違反した者
- (7) 第 19 条第 1 項の規定による立入調査、質問若しくは資料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して虚偽の陳述をした者

6 第 13 条、第 14 条又は第 17 条の規定に違反した者は、少年の年齢を知らないことを理由として第 1 項又は第 2 項の規定による処罰を免れることができない。ただし、当該少年の年齢を知らないことに過失がないときは、この限りでない。

(両罰規定)

第 22 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑又は科料刑を科する。

(免責)

第 23 条 この条例に違反した者が少年であるときは、この条例の罰則は、少年に対しては適用しない。

第 6 章 雑則

(雑則)

第 24 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和 46 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 52 年 3 月 30 日条例第 12 号)

- 1 この条例は、昭和 52 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(昭和 59 年 3 月 29 日条例第 7 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の熊本県少年保護育成条例(以下この項において「改正後の条例」という。)第 16 条第 3 項の規定の適用については、貸金業の規制等に関する法律附則第 3 条第 1 項の規定に基づき、同法第 2 条第 1 項に規定する貸金業を営む者は、改正後の条例第 16 条第 3 項の貸金業者とみなす。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(昭和 60 年 3 月 22 日条例第 15 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和 60 年 6 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に自動販売機により図書等を販売している者については、この条例の施行の日(次項において「施行日」という。)から 1 月を経過する日(その日以前に改正後の熊本県少年保護育成条例(次項において「改正後の条例」という。)第 12 条の 2 第 1 項の規定による届出をした場合にあっては、その届出をした日)までの間は、同項の規定は適用しない。
- 3 この条例施行の際現に有害図書等又は有害がん具類等であるもの及び改正後の条例第 9 条第 3 項の規定により新たに有害図書等となる図書等を自動販売機に収納している者は、施行日から 1 週間を経過する日までに、これらの有害図書等又は有害がん具類等を当該自動販売機から撤去しなければならない。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成 4 年 3 月 22 日条例第 17 号)

- 1 この条例は、公布の日から起算して 30 日を経過した日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成 7 年 10 月 2 日条例第 62 号)

この条例は、平成 7 年 10 月 18 日から施行する。

附 則(平成 8 年 7 月 2 日条例第 50 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 8 年 10 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に改正後の第 9 条第 3 項に規定する図書等又は改正後の第 10 条

第 3 項に規定するがん具類等を自動販売機に収納している者については、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から平成 8 年 10 月 20 日までの間は、改正後の第 12 条の 3 の規定は適用しない。

- 3 この条例の施行の際現にテレホンクラブ等営業(改正後の第 4 条第 9 号に規定するテレホンクラブ等営業をいう。以下同じ。)を営んでいる者については、改正後の第 12 条の 5 第 1 項に規定するテレホンクラブ等営業を営もうとする者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「営業を開始する日の 30 日前」とあるのは、「平成 8 年 10 月 31 日」とする。
- 4 前項の規定により読み替えて適用される改正後の第 12 条の 5 第 1 項の規定による届出は、改正後の第 12 条の 6 第 2 項に規定する届出とみなして、同項の規定を適用する。
- 5 この条例の施行の際現に利用カード(改正後の第 4 条第 10 号に規定する利用カードをいう。以下同じ。)を自動販売機により販売している者については、改正後の第 12 条の 5 第 2 項に規定する利用カードを自動販売機により販売しようとする者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「販売を開始する日の 15 日前」とあるのは、「平成 8 年 10 月 31 日」とする。
- 6 前項の規定により読み替えて適用される改正後の第 12 条の 5 第 2 項の規定による届出をした者については、施行日から平成 8 年 12 月 31 日までの間は、改正後の第 12 条の 9 の規定は適用しない。

附 則(平成 11 年 10 月 8 日条例第 53 号)

この条例は、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成 11 年法律第 52 号)の施行の日から施行する。

附 則(平成 13 年 12 月 20 日条例第 58 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成 13 年法律第 52 号)附則第 1 条第 1 項本文の政令で定める日から施行する。

(自動販売機による利用カード販売の経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の条例第 12 条の 5 第 2 項の規定により知事に対してされている届出は、改正後の条例第 12 条の 5 第 1 項の規定により、公安委員会に対してされた届出とみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成 15 年 3 月 14 日条例第 20 号)

- 1 この条例は、平成 15 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成 17 年 3 月 24 日条例第 23 号)

- 1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成 19 年 3 月 16 日条例第 21 号)

この条例は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 16 条第 3 項の改正規定は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 115 号)の施行の日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 28 日条例第 22 号)

この条例は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 24 日条例第 26 号)

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 10 月 14 日条例第 63 号)

この条例は、平成 26 年 11 月 25 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 23 日条例第 25 号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の第 18 条の 3 の規定は、この条例の施行の日以後にした契約について適用し、同日前にした契約については、なお従前の例による。

附 則(平成 30 年 12 月 26 日条例第 62 号)

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。